

社会福祉法人宇都市社会福祉協議会

福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宇都市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車椅子に乗ったまま乗車できる福祉車両（以下「車両」という。）を貸出することにより、車椅子を必要とする者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 車両の貸出は、宇都市内に住所を有し、車椅子等を使用しなければ外出が困難な者に対して行うものとする。

(利用手続)

第3条 車両の貸出を希望する者は、車両の運転者を定め、福祉車両利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、車両利用日の2か月前から7日前までに本会会長に提出しなければならない。

2 本会会長は、前項の福祉車両利用申請書を受理したときは、速やかに貸出の可否を決定するものとする。

(貸出制限)

第4条 本会会長は、車両の貸出にあたり、次の各号に該当するときは、貸出を制限することができる。

- (1) 車両の利用者又は運転者が営利を目的とするとき
- (2) 運転者が道路交通法により運転を制限されているとき
- (3) 年末年始等で本会職員が、車両の管理ができないとき
- (4) 災害等、緊急かつやむを得ない事由に供する必要が生じたとき
- (5) その他貸出することが適当でないと認める行為をしたとき

(貸出期間)

第5条 車両の貸出期間は、原則1か月に1日間以内とし、貸出時間は、8時30分から17時までとする。ただし、本会会長が特に必要があると認めたときは、日数又は時間を延長することができる。

(使用料)

第6条 車両の使用料は無料とする。ただし、使用した燃料代の実費を利用者が負担するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、安全と事故防止のため次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

- (1) 車両を申請目的外に使用しないこと
- (2) 車両を第三者へ転貸しないこと
- (3) 道路交通法等の法令を守ること
- (4) 申請書に記載された運転者以外の者は運転しないこと
- (5) 車両の操作及び車椅子固定装置について適切な運行管理を行うこと

- (6) 使用した燃料は全量補充し、車両内外の清掃後に返却すること
- (7) 運行日誌に車両使用状況を記載すること

(事故処理)

第8条 利用者は、事故が発生した場合は、搭乗者が相互に連携し人命尊重の立場から速やかに必要な処置をとり、本会に報告し、指示を受けなければならない。

2 本会に許可なく事故の相手方と示談をしてはならない。

(損害賠償)

第9条 車両の貸出期間中における事故等に係る損害は、利用者の責任において損害を賠償しなければならない。ただし、本会会長が必要と認めた場合は、当該車両が加入している自動車保険の限度内において保険を使用することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、福祉車両貸出に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成22年4月1日施行の福祉車両貸出要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。